

都道府県・政令指定都市名	16 富山県
--------------	--------

時点:2022年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	知事政策局働き方改革・女性活躍推進室女性活躍推進課
担 当 職 員 数	6 人 (専任 6 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	富山県男女共同参画推進会議
設 置 年 月 日 (西 暦) ・ 根 拠	1980年4月28日 根拠: 富山県男女共同参画推進会議設置要綱
長 の 役 職	副知事

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

機 関 ・ 会 等 の 名 称	富山県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 (西 暦)	2001年6月1日
構 成 員	20 人 (女性 12 人、男性 8 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 暦)	2018 年 4 月 ~ 2027 年 3 月
名 称	富山県民男女共同参画計画(第4次)~男女がともに輝く 未来とやま~
改 定・見 直 しの 予 定 時 期	2022年度 未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	富山県男女共同参画推進条例
	公 布 日 (西 暦)	2001年3月26日
	施 行 日 (西 暦)	2001年4月1日
	最 終 改 正 日 (西 暦)	
	改 正 内 容	
改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦): 年 月		
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況:	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

		調査時点コード	1:2022年4月1日	2:その他(西暦)	
目 標 値	(西暦) 2026 年度まで	%	40%以上60%以下		
根 拠	第2期とやま未来創生戦略2021(改訂版)(令和3年5月)、元気とやま創造計画(平成30年3月)、富山県民男女共同参画計画(第4次)(平成30年3月)				
目標設定の対象である審議会等の範囲	法令、条例、要綱等に基づく審議会				
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(98)うち女性委員を含む審議会等数(96)		
	延総委員等数(1,446)	延女性委員等数(594)	女性比率(41.1)		
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(88)うち女性委員を含む審議会等数(84)		
	延総委員等数(1,496)	延女性委員等数(539)	女性比率(36.0)		
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	1	審議会等数(39)うち女性委員を含む審議会等数(37)		
	延総委員等数(725)	延女性委員等数(214)	女性比率(29.5)		
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(9)うち女性委員を含む審議会等数(8)		
	延総委員等数(64)	延女性委員等数(14)	女性比率(21.9)		
目標値以外の目標設定					
女性登用方針	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2	有の場合、1. 公表 2. 非公表	
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人	(年 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	1	委員の公募(1. 有 2. 無)	1

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

		調査時点コード	1:2022年4月1日	2:その他(西暦)									
		管理職総数	女性管理職の内訳										
		(人)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職				
		(A)=(C+E+G)	うち女性管理職数(人)	女性比率(B/A)	(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人)	うち女性数(H)	女性比率(%)
本庁	計	386	59	15.3	26	1	3.8	51	3	5.9	309	55	17.8
	うち一般行政職	314	54	17.2	25	1	4.0	39	2	5.1	250	51	20.4
支庁・地方事務所等	計	373	63	16.9	13	0	0.0	107	15	14.0	253	48	19.0
	うち一般行政職	108	9	8.3	5	0	0.0	16	3	18.8	87	6	6.9
全体	計	759	122	16.1	39	1	2.6	158	18	11.4	562	103	18.3
	うち一般行政職	422	63	14.9	30	1	3.3	55	5	9.1	337	57	16.9
再掲	警察関係	88	3	3.4	0	0	0.0	12	0	0.0	76	3	3.9
	教育委員会	44	7	15.9	1	0	0.0	8	1	12.5	35	6	17.1

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2022年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐 相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
		本庁	計	273	59	21.6	364
	うち一般行政職	155	45	29.0	189	63	33.3
支庁・地方事 務所等	計	391	89	22.8	383	38	9.9
	うち一般行政職	132	18	13.6	68	20	29.4
全体	計	664	148	22.3	747	117	15.7
	うち一般行政職	287	63	22.0	257	83	32.3
再掲	警察関係	228	23	10.1	529	59	11.2
	教育委員会	11	4	36.4	4	0	0.0

問7-3 新規昇任者数(2021年4月1日～2022年3月31日)

		課長相当職			課長補佐 相当職			係長相当職		
		(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)	(人)	うち女性 数(人)	女性 比率(%)
本庁	計	49	7	14.3	29	8	27.6	42	16	38.1
	うち一般行政職	43	7	16.3	25	7	28.0	35	14	40.0
支庁・地方事 務所等	計	39	7	17.9	46	11	23.9	66	21	31.8
	うち一般行政職	7	0	0.0	15	4	26.7	16	5	31.3
全体	計	88	14	15.9	75	19	25.3	108	37	34.3
	うち一般行政職	50	7	14.0	40	11	27.5	51	19	37.3
再掲	警察関係	14	0	0.0	20	2	10.0	35	4	11.4
	教育委員会	4	0	0.0	4	3	75.0	0	0	

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務 成績	昇任 試験		昇格 試験		部局等の 推薦	経 年 数	遠隔地で の長期研 修(4週間 以上)	遠隔地で の 勤務経験	本人の希 望	その他
		面接 のみ	面接 以外	面接 のみ	面接 以外						
課長級	○		○			○	◎	○	○	○	
補佐級	○		○			○	◎	○	○	○	
係長級	○		○			○	◎	○	○	○	

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2021年4月1日～2022年3月31日)

	全受験者 数(人)	女性受験 者数(人)	女性 受験率 (%)
昇任試験	1,256	175	13.9
昇格試験			

問7-6 女性公務員の採用状況(2021年4月1日～2022年3月31日)

	総 数 (人)	うち女性 数(人)	女性比率 (%)
全 体	207	85	41.1
うち 上級	149	59	39.6
うち一般行政職	78	44	56.4
うち 上級	59	32	54.2
うち警察関係	75	20	26.7
うち 上級	45	10	22.2

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1. 明記した規定があり、認めている。
2. 明記した規定はないが、運用上認めている。
3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。
4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	【1】富山県職員旧姓使用取扱要綱、【2】富山県警察職員旧姓使用取扱要綱の制定について(例規通達)
該当部分の条文(本文)	<p>【1】富山県職員旧姓使用取扱要綱口 (趣旨) 第1条 この要綱は、知事部局に勤務する一般職に属する職員(以下「職員」という。)が、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し必要な事項を定めるものとする。 (使用することができる文書等) 第2条 次条第1項の規定による承認を受けた職員(以下「旧姓使用者」という。)が旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用することが法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上及び事務処理上支障がないと認められるものとする。 2 旧姓使用者は、前項に規定する文書等において統一して旧姓を使用するものとする。</p> <p>第3条～第7条 略</p> <p>(責務) 第8条 旧姓使用者は、旧姓を文書等に使用するに当たっては、県民及び他の職員等に誤解や混乱が生じないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓の文書等における使用が適切になされるように配慮しなければならない。</p> <p>(細則) 第9条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓の文書等における使用に関し必要な事項は、人事課長が別に定める。</p> <p>附則 略</p> <p>【2】富山県警察職員旧姓使用取扱要綱の制定について(例規通達) 第2 旧姓使用の方針 1 旧姓使用の方針 文書等に使用する職員の氏名について、当該職員から旧姓使用の申出があった場合、法令上又は実務上特段の支障が生じるおそれのあるものを除き、旧姓使用を認めることとする。</p>

問7-9: 本庁の防災・危機管理部署への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2022年4月1日 2: その他(西暦)

Table with 6 columns: 防災・危機管理部署職員数(人), うち女性数(人), 女性比率(%), うち管理職数(人), うち女性数(人), 女性比率(%). Values: 16, 1, 6.3, 4, 0, 0.0

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

Table with 4 columns: 名称, 設置年月日(西暦), 所在地等, 管理・運営主体, 職員数, 主な事業. Includes details for Sunforte facility in Toyama.

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

Table with 4 columns: 名称, 設置年月日(西暦), 出資者, 基金・基本財産額. Details for Toyama Women's Fund.

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

Table with 4 columns: 問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無, 問10-2 名称等, 問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無, 問10-4 活動内容. Includes network details.

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

Table with 2 columns: 指導・助言内容, 備考. Lists support activities for municipalities.

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

Table with 2 columns: 実施内容, 備考. Lists training programs for gender equality.

女性職員の研修受講への配慮

Table with 2 columns: 配慮内容, 備考. Lists support for female staff training.

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

Table with 4 columns: 事項, 2021年度予算(千円), 2022年度予算(千円), 備考. Shows budget for gender equality initiatives.

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況

※該当するもの:○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	○
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1	問14-2	問14-3	問14-4
	1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
①	「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			
②	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○	○
③	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○	○
④	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得	○	○	○
⑤	役員に占める女性割合に関する項目			
⑥	管理職に占める女性割合に関する項目			
⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
⑧	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
⑨	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
⑩	短時間正社員制度の導入			
⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			
⑬	その他			

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	2
1	女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○	
2	女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	
3	役員に占める女性割合に関する項目	○	
4	管理職に占める女性割合に関する項目	○	
5	役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○	
6	その他「登用促進等」に関する項目	○	
7	仕事と育児・介護を両立するための取組	○	
8	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	
9	短時間正社員制度の導入	○	
10	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	
11	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	○	
12	その他	○	

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称 男女共同参画推進事業所認証(1~12)、とやま女性活躍企業認定制度(4、6、12)

→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 有	1	→	女性活躍推進法第23条の「協議会」の具体的な名称	女性の活躍推進委員会
2 現在はないが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の実施の状況について名称の報告書
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期の場合 1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	<input type="checkbox"/> 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) <input type="checkbox"/> 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) <input type="checkbox"/> 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 <input type="checkbox"/> 4. その他 ()		

問18-1 2022年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ 男女共同参画推進員制度	県内全市町村に男女共同参画推進員を配置し、地域における男女共同参画の啓発・普及活動を実施	514名	通年
・ 男女共同参画計画推進事業	男女共同参画計画の普及等、地域における啓発活動の充実・強化を図る		6月～3月
・ サンフォルテだよりの発行	サンフォルテの活動内容や男女共同参画に関する情報提供		随時
2. 表彰 ・			
3. 講座 ・ 富山県男女共同参画推進員全体研修会	男女共同参画推進員に対する研修会	514名	5月
・ サンフォルテカレッジ	男女共同参画を地域で推進できるリーダーの育成を目指す		随時
・ 男女共同参画公開講座	男女共同参画にかかる公開講座		
・ 女性のキャリアデザイン応援講座	女性のライフイベントに応じたキャリア形成支援講座等の実施		6月～2月
4. 相談事業 ・ チャレンジ支援相談	再就職・起業等チャレンジに係る情報提供、相談		随時
・ 一般相談	女性、男性の生き方、人間関係、DV等の様々な悩みに関する相談		随時
・ 特別相談	弁護士、臨床心理士による相談		随時
・ 男性相談	男性の臨床心理士による男性のための相談		随時
5. 情報収集・提供 ・ HP上での情報提供	県内の男女共同参画行事予定等		
・ サンフォルテ図書館	男女共同参画にかかる専門図書館		
6. 苦情処理 ・ 男女共同参画関連施策に関する苦情受付	男女共同参画関連施策に関する苦情受付		
7. 交流促進 ・ サンフォルテフェスティバル	男女共同参画に関する調査・研究結果やグループ・団体の活動内容等の展示		6月
・ 煌めく女性ネットワーク事業	企業等で働く女性の自己研鑽と業種の枠を超えたネットワーク構築	約35人	8月～11月
・ ウィメンズフェスティバル開催事業	女性の視点を活かした企画・運営による健康・スポーツ交流大会を開催	200名程度	10月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 企業成長×女性活躍プロジェクト事業	県内企業における女性活躍・働き方改革を進めるため、フォーラムの開催や女性活躍専門コンサルタントの派遣支援等を実施	200名程度	通年
9. 国際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・ とやまの男女共同参画データブックのデータ整理	男女共同参画の課題をデータで紹介するデータブックの発行に向けたデータ整理		
11. その他 ・ 女性活躍・中小企業支援事業	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定について、策定が努力義務の中小企業に対して計画策定を支援	延べ250社	7月～3月
・ 煌めく女性リーダー出前講座	県内大学等の学生と県内企業の女性管理職等による座談会を実施し、学生が身近なロールモデルとの交流を通じて、将来のキャリアについて考える機会を提供する	50名程度	随時
・ ウェルビーイング向上を目指す男女共同参画推進事業	男女共同参画計画の改定に向け、県民の生の声を取り入れるための座談会等の開催	140名程度	9月～12月
・ 女性活躍「ファーストペンギン企業」パイロット事業	女性活躍の分野において「ファーストペンギン」となる企業のチャレンジを支援		通年

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査

議 会 名	富山県議会		
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	2	
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。			
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1	
規 則 名	富山県議会議事規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	<p>第1章 総則 (欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、家族の看護又は介護その他のやむを得ない事由により出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、議員がその出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p>		
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	2	
規 則 名	富山県議会議事規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	1 明記した規定がある。 2 明記した規定はないが、運用上認めている。 3 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4 明記した規定がなく、過去に事例がない。		
配偶者の出産	4		
育児	1		
家族の看護	1		
家族の介護	1		
疾病	1		
その他	2	葬儀のため	
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	2	
議会におけるハラスメント防止に関する取組	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	2	
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている。 4. その他 ()		
規 則 名	富山県議会議事規則		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容			
(ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っている場合) 内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」の利用	1. 利用している。 2. 利用していないが、今後利用予定である。 3. 利用していない。		
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1	

規 則 名	富山県議会議員旧姓使用取扱要綱
<p>条文本文</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は富山県議会議員(以下「議員」という。)が戸籍上の氏に代えて、旧姓を議会活動に使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(旧姓) 第2条 この要綱における旧姓とは、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により、氏を改めた者の婚姻等の前の戸籍上の氏をいう。</p> <p>(承認) 第3条 議員は、議長長の承認を受けたときは、別表に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができるものとする。</p> <p>別表(第3条関係) 1 履歴に関する届出書類 2 身分に関する証明書類 3 辞表 4 議員報酬、期末手当等の支給に関する書類 5 源泉徴収票の名義 6 団体傷害補償制度加入申請書 7 人間ドック受診関係書類 8 海外渡航関係書類 9 都道府県議会議員共済会に関する各種届出書 10 在職証明書等各種証明書 11 叙勲等表彰の申請書類 12 その他、旧姓使用によって、実務上の混乱が生ずるおそれがあると議長長が判断するもの</p> <p>政治分野の男女共同参画のために実施していること</p>	

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)
計画、指針名	避難所運営マニュアル策定指針
該当部分の規定	<p>第5章(6)子どもや若年者への支援</p> <p>災害後、保護者や大人たちは災害対応に追われ、子どもや若年層に注意を向けるのが難しくなる傾向にある。子どもたちは、災害の怖い記憶や、慣れない避難生活、のびのびと遊べないこと、受験勉強が思うようにできないことなど、多様なストレスを抱えている場合もある。</p> <p>子どもや若年者とりわけ若年女性は、避難所等において、性暴力に巻き込まれるリスクもある。これまでの災害では、例えば、支援をする見返りとして性的な行為を要求される、トイレ等が暗い場所にありそこで暴力を受ける、見知らぬ人が知らぬ間に隣に寝て来て体を触るといった事例が指摘されている。子どもや若年者にとって安全な環境を作ることが必要不可欠である。</p> <p>こうした子どもや若年女性に対しては、相談支援の充実や、自治体の関係部局間の連携、民間団体との連携も不可欠である。また、虐待防止の専門家との連携やSNSを活用した相談体制の整備も重要となる。</p>

調査時点コード: 1

1. 2022年4月1日 2. その他(西暦) ()

1. 都道府県における首長等の状況

知事	2	1. 女性 2. 男性	任期: 2020年11月9日	～	2024年11月8日
副知事	2人	(女性 1人、男性 1人)			

2. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考	
1	都道府県防災会議(会長を含む)	67	11	16.4		
	都道府県防災会議(委員のみ)	66	11	16.7		
	内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	15	0	0.0	
		2号 当該都道府県を管轄区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
		3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	1	100.0	
		4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
		5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	5	3	60.0	
		6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	4	0	0.0	
		7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	30	2	6.7	
8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者		9	5	55.6		
2	国土利用計画地方審議会	15	7	46.7		
3	土地利用審査会	7	3	42.9		
4	都道府県交通安全対策会議	22	1	4.5		
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。					
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	24	10	41.7		
7	精神医療審査会	17	5	29.4		
8	都道府県生活衛生適正化審議会	11	5	45.5		
9	都道府県医療審議会	22	4	18.2		
10	准看護師試験委員会	5	3	60.0		
11	麻薬中毒審査会	5	1	20.0		
12	地方社会福祉審議会	25	11	44.0		
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	8	40.0		
14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	14	8	57.1		
15	国民健康保険審査会	9	4	44.4		
×	16 都道府県農業共済保険審査会					
17	都道府県森林審議会	15	6	40.0		
18	都道府県建設工事紛争審査会	8	4	50.0		
19	建築審査会	7	4	57.1		
20	都道府県建築士審査会	7	4	57.1		
21	都道府県都市計画審議会	18	7	38.9		
22	開発審査会	7	4	57.1		
23	私立学校審議会	12	5	41.7		
24	石油コンビナート等防災本部	26	0	0.0	該当分野の有識者に女性が少なく、女性の登用が困難	
25	公害健康被害認定審査会	15	0	0.0	該当分野の有識者に女性が少なく、女性の登用が困難	
×	26 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)					
×	27 都道府県児童福祉審議会					
28	地方港湾審議会	22	5	22.7		
×	29 土地区画整理審議会					
30	教科用図書選定審議会	20	10	50.0		
31	介護保険審査会	15	7	46.7		
32	都道府県固定資産評価審議会	12	5	41.7		
33	感染症の診査に関する協議会	43	7	16.3		
34	警察署協議会	91	36	39.6		
35	土地収用事業認定審議会	7	3	42.9		
36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	2	40.0		
37	都道府県国民保護協議会	69	11	15.9		
×	38 地方独立行政法人評価委員会					
×	39 市街地再開発審査会					
×	40 都道府県職員委員会					
×	41 自然再生協議会					
42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0		
43	後期高齢者医療審査会	9	3	33.3		
44	留置施設視察委員会	4	1	25.0		
×	45 傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会					
46	指定難病審査会	12	1	8.3		
47	小児慢性特定疾病審査会	5	1	20.0		
48	行政不服審査会	5	2	40.0		
49	地域医療対策協議会	23	3	13.0		
50	幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関					
51						
52						
53						
	合 計	725	214	29.5		
	女性委員0の審議会数	2				

3. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	1	25.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	4	26.7	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会	15	1	6.7	
9	内水面漁場管理委員会	8	2	25.0	
	合 計	64	14	21.9	
	女性委員0の委員会数	1			